

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 学校医の項から学校薬剤師の項までの規定中「1 校」の次に「（園）」を加え、同項の次に次のように加える。

保育所嘱託医	1 所につき年額	2 0 2 , 0 0 0 円	〃
保育所嘱託歯科医	1 所につき年額	1 9 7 , 0 0 0 円	〃

別表備考第 1 項を削り、同表備考第 2 項を同表備考とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

幼稚園及び認定こども園に勤務する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医の報酬の額及び費用弁償の額を定めるため。

下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 1 7 年条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(下関市学校職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 2 条 下関市学校職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成 1 7 年条例第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 8 号）附則第 2 2 項の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 8 号）

附則第 2 2 項の措置

- (2) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年山口県条例第 6 号）附則第 3 項の規定の例による措置

(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 1 7 年条例第 3 0 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

8 前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第11条第1項中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第7条並びに第20条第2項及び第6項の規定を適用する。

附則第11条第3項中「第6条、」を削り、「規」を「規定」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第3項の規定を適用する。

4 新給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項各号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

附則第11条に次の1項を加える。

6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市職員退職手当基金条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員退職手当基金条例

(設置)

第 1 条 下関市職員退職手当支給条例（平成 1 7 年条例第 6 1 号）に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、下関市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、退職手当の支給に要する経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、そ

の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下関市職員退職手当基金を設置するため。

下関市深坂自然の森の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市深坂自然の森の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 下関市深坂自然の森の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 6 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 キャンプ場の項を次のように改める。

キャン プ場	基本使用料		1 日 1 回 1 人につき	一般 1 5 0 円 小中学生 7 0 円
	加 算 額	駐車場 付き大 型テン トサイ ト	1 日 1 区画につき	2, 1 0 0 円
		大型テ ントサ イト	1 日 1 区画につき	1, 5 0 0 円

別表備考中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

- 1 「小中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 2 6 歳以下の未就学の者のキャンプ場の基本使用料は、無料とする。

第 2 条 下関市深坂自然の森の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表 キャンプ場の項中「150円」を「300円」に、「70円」を「150円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条及び次項の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日の前日から同条の規定の施行の日にかけて下関市深坂自然の森を使用する者に係るキャンプ場の基本使用料については、なお従前の例による。

提案理由

下関市深坂自然の森に係る使用料を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

下関市市民農園の設置等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市市民農園の設置等に関する条例を廃止する条例

下関市市民農園の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 2 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市市民ふれあい農園を廃止するため。

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市体育施設の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 1 専用使用料の表備考第 3 項及び第 4 項中「1 0」を「5」に改め、同表備考第 5 項中「5 0」を「2 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

体育施設に係る専用使用料の算定方法を変更するため。

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「附則第 2 0 条第 1 項」を「附則第 2 7 条第 1 項」に、「附則第 3 条第 1 項」を「附則第 1 0 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 7 条第 2 項第 3 号中「附則第 2 0 条第 1 項」を「附則第 2 7 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 4 1 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第52条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を

加える。

第60条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第63条中「、第47条」を削る。

第68条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第79条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

第97条及び第102条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第3号、第7条第2項第3号、第47条、第52条第2項、第63条及び第79条第2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第41条の2（新条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実

施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

- 3 新条例第41条の3第2項（新条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者（新条例第59条において準用する場合にあっては共生型児童発達支援の事業を行う者、新条例第63条において準用する場合にあっては基準該当児童発達支援の事業を行う者、新条例第77条において準用する場合にあっては指定医療型児童発達支援の事業を行う者、新条例第84条において準用する場合にあっては指定放課後等デイサービスの事業を行う者、新条例第85条において準用する場合にあっては共生型放課後等デイサービスの事業を行う者、新条例第89条において準用する場合にあっては基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者。以下同じ。）において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 1 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「4 0 8 , 0 0 0 円」を「4 8 8 , 0 0 0 円」に改める。

第 2 6 条中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改める。

第 3 6 条第 1 項第 2 号中「2 8 5 , 0 0 0 円」を「2 9 万円」に改め、同項第 3 号中「5 2 万円」を「5 3 5 , 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改める。

第 4 3 条第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 1 9 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同年 3 月 3 1 日以前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第 2 6 条及び第 3 6 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

第 2 条 下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全

計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第12条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び

食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則第2項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則に次の1項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

- 3 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第35条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和5年4月1日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎

を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利

用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要の条文整備を行うため。

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「から第 1 2 条まで」を「、第 1 1 条」に改め、同項の表 第 1 2 条の項を削り、同表 第 3 8 条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 4 条第 1 項に規定する園長」に改める。

第 2 条 下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「、第 1 1 条」を「から第 1 2 条まで」に改め、同項の表 第 1 1 条の項の次に次のように加える。

第 1 2 条	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第 1 3 条第 1 項の表 第 1 9 条の項中「（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「を兼ねる」を「と兼ねさせる」に、「同条中」を「同条第 1 項中」に、「入所している」を「同条

第2項中「入所している」に改め、「便所」との次に「、「保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合」とあるのは職員に準用する場合においては「他の社会福祉施設の職員と兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないとき」と、設備に準用する場合においては「他の社会福祉施設の設備と兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないとき」と」を加える。

附則に次の見出し及び3条を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第6条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 前条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 1 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 1 5 条の 2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 2 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(職員資格に係る特例)

- 2 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 3 前項の規定により、第5条第1項の規定により置かなければならない保育士について看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(自動車を運行する場合の子どもの所在の確認に係る経過措置)
- 2 この条例による改正後の第15条の2第2項の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 3 項及び第 5 項」の次に「、第 8 条の 3 第 2 項」を加える。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、「及び職員に」を「及び職員と」に改め、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 この条例による改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができ

る。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

第 9 条中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改める。

第 1 4 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

第 1 6 条第 1 項第 3 号中「第 2 5 条」を「第 2 5 条第 1 項」に改める。

第 2 1 条第 4 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改める。

第 2 7 条を次のように改める。

第 2 7 条 削除

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第38条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市旅館業の施設の設置基準等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市旅館業の施設の設置基準等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市旅館業の施設の設置基準等に関する条例（平成 2 4 年条例第 4 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第 2 9 条に規定する博物館に相当する施設」を「第
3 1 条第 2 項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 下関市立内日中学校の項中「下関市大字内日下字福寿庵 1 1 9 6 番地 2」を「下関市大字内日下字坂本 1 0 3 1 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市立内日中学校を移転するため。

下関市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例（平成 2 4 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 に次のように加える。

<p>2</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 3 第 1 項（同法第 5 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 1 3 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 条の 2 第 1 項第 2 号の長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が 1 である管理計画の場合</p> <p>(2) 長期修繕計画の数が 2 以上である管理計画の場合</p>	<p>1 件につき 3, 6 0 0 円</p> <p>1 件につき 3, 6 0 0 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 1, 6 0 0 円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>3</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 変更する長期修繕計画の数が 1 以下である管理計画の場合</p> <p>ア 管理組合（マンションの管理</p>	<p>1 件につき 4, 7 0 0 円</p>

<p>の適正化の推進に関する法律第2条第1項第3号の管理組合をいう。以下この項において同じ。)の運営に係る事項の変更</p>	1件につき3,900円
<p>イ 管理規約(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第30条第1項及び第65条に規定する規約をいう。以下この項において同じ。)に係る事項の変更</p>	1件につき3,900円
<p>ウ 管理組合の経理に係る事項の変更</p>	1件につき4,500円
<p>エ 長期修繕計画の作成又は見直しに係る事項の変更</p>	1件につき9,300円
<p>オ アからエまでに掲げるもの以外の事項の変更</p>	1件につき2,900円
<p>(2) 変更する長期修繕計画の数が2以上である管理計画の場合</p>	
<p>ア 管理組合の運営に係る事項の変更</p>	1件につき4,700円(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を4,700円に加算した額)
<p>イ 管理規約に係る事項の変更</p>	1件につき3,900円(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を3,900円に加算した額)
<p>ウ 管理組合の経理に係る事項の変更</p>	1件につき4,500円(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を4,500円に加算した額)
<p>エ 長期修繕計画の作成又は見直し</p>	1件につき9,300円に1

	しに係る事項の変更	を超える長期修繕計画の数に 4,800円を乗じて得た額 を加算した額
	オ アからエまでに掲げるもの以外 の事項の変更	1件につき2,900円（当該 変更が長期修繕計画の変更 に伴うものである場合にあって は、変更する1を超える長期 修繕計画の数に1,900 円を乗じて得た額を2,900 円に加算した額）

別表第9 19の項の次に次のように加える。

19 の2	建築基準法第52条第6項第3号の 規定に基づく建築物の容積率に関する 特例の認定の申請に対する審査	1件につき27,000円
----------	---	--------------

別表第9 24の項の次に次のように加える。

24 の2	建築基準法第55条第3項の規定に 基づく建築物の高さに関する特例の 許可の申請に対する審査	1件につき160,000円
----------	---	---------------

別表第9 25の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に
改め、同表 27の項の次に次のように加える。

27 の2	建築基準法第58条第2項の規定に 基づく建築物の高さに関する特例の 許可の申請に対する審査	1件につき160,000円
----------	---	---------------

別表第9 46の項及び48の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係る
ものに限る」に改め、同表 49の項中「同一敷地内認定建築物以外の建築物
の建築」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物
の増築等」に、「同一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係
るものに限る」に改め、同表 50の項中「同一敷地内認定建築物以外の建築

物」を「新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等に係る一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同表 5 1 の項中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等」に、「同一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同表 5 9 の項第 2 号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)中「住戸部分」の次に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 住戸部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	24,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、5,000円とする。
a 戸数が1戸のもの	56,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、10,000円とする。
b 戸数が2戸以上5戸以下のもの	66,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、16,000円とする。
c 戸数が6戸以上10戸以下のもの	89,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、27,000円とする。
d 戸数が11戸以上25戸以下のもの	126,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、45,000円とする。
e 戸数が26戸以上50戸以下のもの	

f 戸数が51戸以上100戸以下のもの	199,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、80,000円とする。
g 戸数が101戸以上200戸以下のもの	325,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、127,000円とする。
h 戸数が201戸以上300戸以下のもの	437,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、160,000円とする。
i 戸数が301戸以上のもの	451,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、171,000円とする。

別表第9 59の項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「専ら人の居住の用に供する一戸建ての建築物（以下この項及び次項において「」を削り、「」という）」を「（誘導仕様基準による認定に係るものを除く）」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 専ら人の居住の用に供する一戸建ての建築物（以下この項及び次項において「一戸建ての住宅」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この項、次項、63の項及び64の項において「誘導仕様基準」という。）による認定に係るものに限る。）	1件につき24,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、1件につき5,000円とする。
---	---

別表第9 60の項第2号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)中「住戸部分」の次に「(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)」を加え、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 住戸部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）	12,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、3,000円とする。
a 変更に係る戸数が1戸のもの	28,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、5,000円とする。
b 変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	33,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、8,000円とする。
c 変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの	45,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、14,000円とする。
d 変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの	64,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、23,000円とする。
e 変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの	100,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、40,000円とする。
f 変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの	164,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の
g 変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの	

<p>h 変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの</p>	<p>基準に適合していることが確認できる場合にあつては、64,000円とする。</p> <p>219,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、80,000円とする。</p>
<p>i 変更に係る戸数が301戸以上のもの</p>	<p>226,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、86,000円とする。</p>

別表第9 60の項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「住宅」の次に「（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

<p>(1) 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p>	<p>1件につき12,000円。ただし、申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、1件につき3,000円とする。</p>
--	--

別表第9 61の項第1号中「（平成28年^{経済産業省}令第1号_{国土交通省}）」を削り、同表 63の項第5号中「係るもの」の次に「以外のもののうち、誘導仕様基準による認定に係るもの」を加え、同号を同項第8号とし、同項第4号中「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の項までにおいて同じ。）」、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号の規定により算出した数値により評価する方法（以下この項及び次項において「」及び「」という。）」を削り、「に限る」を「のうち、誘導仕様基準による認定に係るものを除く」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

<p>(7) 共同住宅等又は複合建築物のう</p>	
---------------------------	--

ち住宅部分（共用部分を計算しない評価方法による認定に係るもの以外のもののうち、誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

ア 申請に係る戸数が4戸以下のもの

イ 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの

ウ 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの

エ 申請に係る戸数が46戸以上のもの

1件につき、162,000円。
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、10,000円とする。

1件につき、181,000円。
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、20,000円とする。

1件につき、233,000円。
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、45,000円とする。

1件につき、311,000円。
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、80,000円とする。

別表第9 6 3の項第3号中「一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下この項から6 5の項までにおいて同じ」を「誘導仕様基準による認定に係るものを除く」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から6 5の項までにおいて同じ。）又は複合建築物のうち住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号の規定により算出した数値により評価する方法（以下この項及び次項において「共用部分を計算しない評価方

法」という。)による認定に係るもののうち、誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)

ア 申請に係る戸数が4戸以下のもの

1件につき、53,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、10,000円とする。

イ 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの

1件につき、73,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、20,000円とする。

ウ 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの

1件につき、125,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、45,000円とする。

エ 申請に係る戸数が46戸以上のもの

1件につき、203,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、80,000円とする。

別表第9 63の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下この項から65の項までにおいて同じ。)(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

1件につき、20,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、5,000円とする。

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

1件につき、21,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつて

は、5,000円とする。

別表第9 64の項第5号中「係るもの」の次に「以外のもののうち、誘導仕様基準による認定に係るもの」を加え、同号を同項第8号とし、同項第4号中「に限る」を「のうち、誘導仕様基準による認定に係るものを除く」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 共同住宅等又は複合建築物のうち住宅部分（共用部分を計算しない評価方法による認定に係るもの以外のもののうち、誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

ア 申請に係る戸数が4戸以下のもの

1件につき、81,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、5,000円とする。

イ 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの

1件につき、91,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、10,000円とする。

ウ 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの

1件につき、118,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、23,000円とする。

エ 申請に係る戸数が46戸以上のもの

1件につき、156,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、40,000円とする。

別表第9 64の項第3号中「住宅」の次に「（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 共同住宅等又は複合建築物のう

ち住宅部分（共用部分を計算しない評価方法による認定に係るもののうち、誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

ア 申請に係る戸数が4戸以下のもの

1件につき、27,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、5,000円とする。

イ 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの

1件につき、36,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、10,000円とする。

ウ 申請に係る戸数が16戸以上45戸以下のもの

1件につき、63,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、23,000円とする。

エ 申請に係る戸数が46戸以上のもの

1件につき、102,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、40,000円とする。

別表第9 64の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

1件につき、10,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、3,000円とする。

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

1件につき、11,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、3,000円とする。

別表第9 65の項第3号中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項第5号中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表 67の項及び68の項を次のように改める。

67 及び 68	削除	
----------------	----	--

別表第9備考第8項中「59の項第1号又は第2号」を「59の項各号のいずれか」に改め、同表備考第9項中「60の項第1号又は第2号」を「60の項各号のいずれか」に改め、同表備考第13項第2号中「第5号」を「第8号」に改め、同表備考第14項中「63の項第4号又は第5号」を「63の項第5号から第8号までのいずれか」に改め、同表備考第15項中「64の項第4号又は第5号」を「64の項第5号から第8号までのいずれか」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第9 59の項から61の項まで及び63の項から65の項まで並びに同表備考の改正規定 公布の日

(2) 別表第8に2項を加える改正規定、別表第9 19の項の次に1項を加える改正規定、同表 24の項の次に1項を加える改正規定、同表 25の項の改正規定、同表 27の項の次に1項を加える改正規定並びに同表 46の項及び48の項から51の項までの改正規定 令和5年4月1日

(3) 別表第9 67の項及び68の項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和5年5月26日）

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行の際現に改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法による改正前の宅地造成

等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域（以下「旧宅地造成工事規制区域」という。）の区域内においては、前項第3号に規定する日から起算して2年を経過する日（その日までに改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土規制法第10条第4項の規定による公示がされた本市の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあつては、当該公示の日の前日）までの間（以下「経過措置期間」という。）は、別表第9-67の項及び68の項の改正規定は適用せず、なお従前の例による。

- 3 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第8条第1項本文（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた者に係る別表第9-67の項及び68の項の改正規定は、経過措置期間の経過後においても適用せず、なお従前の例による。

提案理由

マンションの管理計画の認定に係る手数料を定め、建築物の容積率に関する特例の認定等に係る手数料を定め、及び誘導仕様基準の認定に係る建築物に関する手数料等を定め、並びに宅地造成等規制法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下関市附属機関設置条例（平成 2 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 市長の部 下関市公共交通整備検討委員会の項の次に次のように加える。

下関市都市公園公募設置管理事業者選定委員会	都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する評価の基準及び同法第 5 条の 4 第 3 項の規定による設置等予定者の選定について、必要な事項を調査審議すること。	5 人以内
-----------------------	--	-------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市都市公園公募設置管理事業者選定委員会を設置するため。

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 下関市都市公園条例（平成 1 7 年条例第 2 8 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 有料公園施設の表 海峡ゆめ広場の項中 「ゆめ広場控室コンセント ゆめ広場鉄塔照明設備」 を「ゆめ広場控室コンセント」に改め、同表 乃木浜総合公園の項中「乃木浜総合公園第 2 多目的グラウンド（照明設備）」を 「乃木浜総合公園第 2 多目的グラウンド（照明設備） 園ストリートスポーツ広場」 に改める。

別表第 2 有料公園施設の項中 「ゆめ広場控室コンセント ゆめ広場鉄塔照明設備」 を「ゆめ広場控室コンセント」に改め、「乃木浜総合公園更衣室」を 「乃木浜総合公園更衣室 乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場」 に改める。

別表第 3 4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合の表 有料公園施設の部 ゆめ広場鉄塔照明設備の項を削り、同部 乃木浜総合公園第 2 多目的グラウンド（照明設備）の項の次に次のように加える。

乃木浜総合公園 ストリートスポ ーツ広場	広場を専用して使用する 場合で、入場料等を徴収 しないで、レクリエーシ ョン及びアマチュアスポ ーツに使用するとき、全 面 1 時間までごとに	1, 5 0 0 円
	広場を専用して使用する	1, 0 0 0 円

<p>場合で、入場料等を徴収しないで、レクリエーション及びアマチュアスポーツに使用するとき、3分の2面当たり1時間までごとに</p>	
<p>広場を専用して使用する場合で、入場料等を徴収しないで、レクリエーション及びアマチュアスポーツに使用するとき、3分の1面当たり1時間までごとに</p>	<p>500円</p>

別表第3備考第11項を同表備考第13項とし、同表備考第10項中「乃木浜総合公園天然芝グラウンド」の次に「、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場」を加え、「備考第8項」を「備考第9項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場において、第8条第1項の使用について、広場を専用して使用しない場合は、使用料を徴収しない。

別表第3備考第9項中「乃木浜総合公園天然芝グラウンド」の次に「、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場」を加え、同項を同表備考第10項とし、同表備考第8項中「乃木浜総合公園天然芝グラウンド」の次に「、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場」を、「第8条第1項の使用」の次に「（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあつては、広場を専用して使用する場合に限る。次項及び備考第11項において同じ。）」を、「一般の使用料の額」の次に「（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあつては、同表に規定する使用料の額）」を加え、同項を同表備考第9項とし、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 4の表において、「小・中学生」とは小学校の児童及び中学校の生

徒並びにこれらに準ずる者をいい、「高校生」とは高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。

第2条 下関市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、下関運動公園駐車場から自動車を出場させる者は、自動車を出場させるときに、使用料を納付しなければならない。

別表第1 2 有料公園施設の表 下関運動公園の項中「下関市体育館」を「下関市総合体育館
下関運動公園駐車場」に、「下関市弓道場
下関市相撲場」を「下関市弓道場」に改める。

別表第3 4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合の表 有料公園施設の部中老の山野外ステージの項の前に次のように加える。

下関運動公園駐車場	1台につき 駐車場に入 場させた時 から1時間 までごとに	普通自動車	100円。ただし、自動車を駐車場に入場させた時から1時間以内に出場させた場合の使用料は無料とし、1日（午前0時から午後12時までの間をいう。下関運動公園駐車場の項において同じ。）ごとに使用料は600円を上限とする。
		中型自動車	200円。ただし、自動車を駐車場に入場させた時から1時間以内に出場させた場合の使用料は無料とし、1日ごとに使用料は1,000円を上限とする。
		大型自動車	300円。ただし、自動車を駐車場に入場させた時から1時間以内に出場させた場合の使用料は無

		料とし、1日ごとに使用料は1,000円を上限とする。
--	--	----------------------------

別表第3備考中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、同表備考第11項中「備考第9項」を「備考第10項」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第10項を同表備考第11項とし、同表備考第9項中「備考第11項」を「備考第12項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同表備考第5項の次に次の1項を加える。

- 6 下関運動公園駐車場において、「普通自動車」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいい、「中型自動車」とは同条に規定する中型自動車及び準中型自動車をいい、「大型自動車」とは同条に規定する大型自動車をいう。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。ただし、第2条中別表第1 2 有料公園施設の表 下関運動公園の項の改正規定（「下関市弓道場
下関市相撲場」を「下関市弓道場」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

有料公園施設を加え、当該有料公園施設の使用料等を定め、及び有料公園施設を廃止し、並びに所要の条文整備を行うため。

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市港湾施設の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 9 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 外郭施設の項中

「	長府 1 号地護岸	下関市長府港町	」
	長府 2 号地護岸	下関市長府港町	

を

「	長府 1 号地護岸	下関市長府港町	」
---	-----------	---------	---

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

長府 2 号地護岸を廃止するため。

下関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

下関市水道事業給水条例（平成 1 7 年条例第 3 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「納付金は、工事着手前に」を「第 1 項各号に掲げる工事を行う工事申込者は、管理者からメータの貸与を受ける日までに同項の納付金を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の表以外の部分を次のように改める。

前項の納付金は、次の区分によるものとする。ただし、同項第 3 号に掲げる工事をするときの納付金は、新口径に係る納付金と旧口径に係る納付金との差額とする。

第 7 条第 1 項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

工事申込者は、次に掲げる工事をときは、納付金を管理者に納付しなければならない。

- (1) 給水装置（水道メータ（以下「メータ」という。）を除く。）の新設に併せて当該給水装置に直結したメータの新設をする工事
- (2) 給水装置（メータを除く。）の設置をした後に、当該給水装置に直結したメータの新設をする工事
- (3) メータの口径を増経する改造をする工事

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 7 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後

に承認を受けた工事に係る納付金について適用し、同日前に承認を受けた工事に係る納付金については、なお従前の例による。

提案理由

納付金の納付時期を見直し、及び所要の条文整備を行うため。

下関市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

下関市工業用水道事業給水条例（平成 1 7 年条例第 3 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 2 0 条から第 2 2 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

（料金の減免）

第 2 0 条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市工業用水道事業の給水料金の減免に係る規定を定めるため。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

令和 4 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年 2 月 3 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

令和 4 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、専決処分したため。

別紙

令和4年度 下関市一般会計補正予算（第6回）

令和4年度下関市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,121,535千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年2月3日

下関市長 前田 晋太郎

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		26,646,682	3,600	26,650,282
	4 選挙費	361,905	3,600	365,505
歳 出	合 計	147,117,935	3,600	147,121,535

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
衆議院議員補欠選挙業務	令和5年度	38,213

令和 4 年度

下関市一般会計補正予算
に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額
17 県支出金	10,572,764
歳入合計	147,117,935

(単位：千円)

補 正 額	計
3,600	10,576,364
3,600	147,121,535

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	26,646,682	3,600	26,650,282
歳 出 合 計	147,117,935	3,600	147,121,535

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	市債	その他	
3,600			
3,600			

(2) 歳入

款		補正前の額	補正額	計
項	目			
17	県支出金	10,572,764	3,600	10,576,364
	3 委託金	1,919,160	3,600	1,922,760
	1 総務費委託金	517,718	3,600	521,318

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 選挙費委託金	3,600	選挙費委託金 衆議院議員補欠選挙事務委託金

(3) 歳出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	市債	その他	
2	総務費		26,646,682	3,600	26,650,282	3,600			
	4	選挙費	361,905	3,600	365,505	3,600			
		6 衆議院議員 補欠選挙費	0	3,600	3,600	3,600			

(単位：千円)

節			目 的 説 明
区 分	金 額	説 明	
3 職員手当等	1,482	時間外勤務手当	衆議院議員補欠選挙業務
10 需用費	921	消耗品費 789	
		燃料費 4	
		印刷製本費 128	
11 役務費	901	通信運搬費	
12 委託料	240	人材派遣業務委託 240	
13 使用料及び 賃借料	56	機械設備借上料 45	
		有料道路通行料 11	

2. 債務負担行為の補正に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額	
		期 間	金 額
衆議院議員補欠選挙業務	38,213		

以降の支出予定額等に関する調書（当該年度新規分）

（単位：千円）

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
		特 定 財 源		一 般 財 源
期 間	金 額	国県支出金	市 債	
令和5年度	38,213	38,213		

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等及び規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等及び規約の変更について

令和 5 年 3 月 3 1 日限り山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させ、及び令和 5 年 4 月 1 日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、並びに山口県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、本市議会の議決を求める。

提案理由

周陽環境整備組合の解散に伴い、周陽環境整備組合を山口県市町総合事務組合から脱退させ、宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を山口県市町総合事務組合規約第 3 条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に加え、萩市を同条第 1 1 号に規定する事務を共同処理する団体に加え、並びに同規約を変更することに関し、協議するため。

別紙

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合同規約（平成18年指令平18市町第815号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、周陽環境整備組合」を削る。

別表第2の2及び6の項中「、周陽環境整備組合」を削り、同表の8の項中「下松市」を「宇部市、萩市、下松市」に改め、「、周陽環境整備組合」を削り、「光地区消防組合」の次に「、宇部・山陽小野田消防組合」を加え、同表の11の項中「山口市」の次に「、萩市」を加え、「、周陽環境整備組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

山口県市町総合事務組合の財産処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

山口県市町総合事務組合の財産処分について

令和 5 年 3 月 3 1 日限り山口県市町総合事務組合同規約第 3 条第 2 号に規定する事務を共同処理する団体から周陽環境整備組合が脱退することに伴い、別紙のとおり財産を処分することに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、本市議会の議決を求める。

提案理由

周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合同規約第 3 条第 2 号に規定する事務を共同処理する団体から脱退することに伴う財産処分に関し、協議するため。

別紙

周陽環境整備組合に帰属させる財産は、次のとおりとする。

当該組合が、山口県市町総合事務組合同規約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第2号の事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則（平成18年規則第28号）第6条に規定する額を加算した額との差額

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

^{じんかい}塵芥収集車を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市佐伯区五日市港三丁目 7 番 1 1 号
いすゞ自動車中国四国株式会社
代表取締役社長 橋 本 秀 樹
上記代理人 下関市亀浜町 9 番 5 0 号
いすゞ自動車中国四国株式会社山口支社下関支店
支店長 河 崎 耕 次
- 2 目 的 物 塵芥収集車 4 台
- 3 取 得 価 格 3 2, 9 8 9, 0 0 0 円

提案理由

塵芥収集車を取得するため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所機械設備工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市本町三丁目 1 番 1 号

新ホーム・小林設備下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷
さばき所機械設備工事共同企業体

代表者 株式会社新ホーム

代表取締役社長 三喜田 修 一

構成員 下関市三河町 1 2 番 1 2 号

株式会社小林設備

代表取締役 小 林 智 亜 紀

2 工 事 名 下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所機械設備工
事

3 請 負 代 金 額 8 5 5 , 3 2 7 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市彦島西山町四丁目 1 1 番 3 9 号

提案理由

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所機械設備工事の請負契約締結のため。

製造請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

製造請負契約の一部変更について

令和 3 年 9 月 2 7 日可決議案第 1 7 7 号「製造請負契約締結について」中

「3 請 負 代 金 額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額

(1) 固定費 6, 1 1 0, 4 2 8, 5 0 0 円 」

を

「3 請 負 代 金 額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額

(1) 固定費 6, 3 3 3, 5 2 5, 0 0 0 円 」

に変更する。

提案理由

下関市立の小学校及び中学校において提供する学校給食の製造等に係る請負契約を一部変更するため。

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 3 年 6 月 3 0 日可決議案第 1 2 5 号「下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契約金額 9,283,773,497円」を

「4 契約金額 9,893,696,944円」に変更する。

提案理由

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約を一部変更するため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

令和 4 年度本港地区保安設備整備工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市長府港町 7 番 1 7 号
カワサキコーポレーション・豊関電気工事令和 4 年度本港
地区保安設備整備工事共同企業体

代表者 株式会社カワサキコーポレーション
代表取締役 河 崎 哲 昇

構成員 下関市菊川町大字下岡枝 2 7 7 番地の 1
株式会社豊関電気工事
代表取締役 杉 井 清 人

2 工 事 名 令和 4 年度本港地区保安設備整備工事

3 請 負 代 金 額 2 5 9 , 4 9 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市東大和町一丁目ほか

提案理由

令和 4 年度本港地区保安設備整備工事の請負契約締結のため。

